

神戸山手女子中学校高等学校学校長
平井正朗

神戸山手女子中学校・高等学校教育拡充資金寄附金の募集について

中高の教育の充実、発展を推進するため、恒常的な募金として、中高教育拡充資金寄附金を別紙要項により募集いたします。

以上

神戸山手女子中学校・高等学校教育拡充資金寄附金 募集要項

- 名称
神戸山手女子中学校・高等学校教育拡充資金寄附金
- 目的
建学の精神の「自学自習・情操陶冶」及び学院の教育ミッションの「Communication（対話、伝達）、Consideration（熟慮、考察、思いやり）& Commitment（参画、貢献）を価値基準とし、この“3つのC”を実行できる人間の育成」をめざした本校の教育の充実、発展のための資金募集を目的とします。
- 寄附金の使途
 - 建学の精神に基づく生徒の教育支援、キャリア支援
 - 生徒の就学支援（奨学金の拡充）
 - 生徒の課外活動支援
 - 安心・安全な教育環境整備支援
- 募金対象
個人（卒業生、在学生、教職員、一般有志）及び法人・団体
- 募金の金額
 - 個人 1口 5,000円以上（なるべく2口以上でお願いいたします。）
 - 企業・各種団体 1口 30,000円以上（なるべく2口以上でお願いいたします。）
- 募金の期間
特に定めておりません。恒久的事業として募金活動を行います。
- 寄附金の申込方法
 1. 「払込取扱票」（=募金申込書兼用）に所定事項をご記入ください。「払込取扱票」は、教育拡充資金寄附金お問い合わせ窓口にお電話いただくか、直接本校事務局までお越し願います。
 2. 「払込取扱票」に必要事項をご記入の上、銀行または郵便局よりお振り込みください。
- 教育拡充資金寄附金お問い合わせ窓口
〒650-0006 神戸市中央区諏訪山町 6-1
神戸山手女子中学校・高等学校事務局
E-mail：jim@kobeyamate.ed.jp
電話：078-341-2133 FAX：078-341-1882
 - 個人情報の取扱いについて
個人情報は、「学校法人濱名山手学院特定個人情報等取扱規程」に基づき適正に管理いたします。

寄附金に対する所得税の所得控除（寄附金控除）について

個人様の寄附金につきましては、所得税法の規定に基づき寄附金控除を受けることができます。

1. 個人の寄付につきましては、その年内（1月～12月）に寄付していただいた金額が2千円を超える場合、寄附金控除を受けられます。控除の方式には「税額控除制度」（寄附金額から2千円を控除した金額の40%を所得税額から控除）と、「所得控除制度」があり、どちらか一方の制度を選択していただくことになります。
2. 寄附金控除の手続きは、寄付された年の所得にかかる確定申告（翌年2月中旬～3月中旬）で所得税の還付請求をしていただくこととなります。
確定申告では、
 - 「寄附金領収書」（振込時に銀行から受領する「振込領収書」）
 - 「税額控除に係る証明書（写）」（本学から12月下旬に郵送でお届けします）
 - 「特定公益増進法人証明書（写）」（本学から12月下旬に郵送でお届けします）を添えて手続きをしてください。

(法人様向け)受配者指定寄附金制度について

法人様のご寄附につきましては、資本金や当該年度の事業所得に応じて一定額が損金算入される「特定公益増進法人に対する寄附」があります。また、それとは別に、次のように、寄附金全額が損金に算入される「受配者指定寄附金制度」があります。

日本私立学校振興・共済事業団が取り扱う本制度は、私立学校の教育研究の発展に寄与するために、事業団が企業等法人から寄附金を受け入れ、これを寄付者（企業等法人）が指定する学校法人へ配付する事業です。企業等法人が本制度を利用して私立学校へ寄付した場合、支出した寄附金の全額を損金の額に算入することができる唯一の制度になります。

この寄附金は、法人の寄附金を支出した事業年度において、所得の金額の計算上全額損金に算入されます。

（注1）寄付者が法人として寄附金を支出した場合でも、所轄税務署がその法人の役員等が個人として負担すべきものと認めるものは、その負担すべき者に対する給与とみなされることがあります。

（注2）法人が各事業年度において支払った寄附金の額を仮払金等として処理した場合には、当該寄附金はその支払った事業年度において支出したものとします。したがって、翌年度の寄附金支出としては認められません。

以上